

奈良県告示第九十六号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

令和八年六月十二日

奈良県知事 山下 真

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人美容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二―一―六 JMFビル笹塚〇一 八階

二 会場の運営及び窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人美容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪府中央区谷町一―三―一―四〇一

三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	令和九年二月二十二日
第二日	令和九年三月一日
第三日	令和九年三月八日

2 科目

公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

四 講習会場

奈良県産業会館（五階大会議室）

大和高田市幸町二―三三 電話 ○七四五―二二―二七二七

五 講習予定人員 九十人

六 講習料 二万円

七 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一―四〇一

電話 〇六―六九四二―六四五三